

コメントの概要およびコメントに対する金融庁の考え方

(注) 提出意見のうち、個人名・個別の団体名に言及があるもの及び不正行為を容易にする可能性があるものについては、当該部分に限り非公表の扱いとしております。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>本基本方針では、文書全体にわたり、「金融機関の規模・特性を十分に踏まえるべき」との考えをもって記載されているものと理解しているが、具体的に規模・特性の違いをどのように健全性の評価に反映するか、といった視点からの記載は多くない。</p> <p>規模・特性については、各業態の制度特性への理解が重要である。</p> <p>相互扶助を経営理念とする協同組織金融機関である信用金庫は、地域の持続的発展を社会的使命とし、その使命の実現に向けて事業活動を行っている(非営利性)。</p> <p>そうした信用金庫の経営は、単なる収益性と資本のバランス等の観点のみで判断して評価・指導等をされるべきではなく、その社会的使命という要素を踏まえて判断すべきものである。</p> <p>また、これら制度特性から生じる業務の特性や顧客との関係性(長期的なリレーションシップ等)、中小企業向け金融の特性(小口分散効果)、さらには、協同組織金融業態における中央機関等による支援態勢など、健全性の評価に影響を与える視点は数多くあると思われる。</p> <p>加えて、海外金融機関との取引関係、複雑な金融商品等の組成・保有等、取扱業務の違い等によっても、リスクの評価はもとより、求められるリスク管理態勢の内容(組織・人員・システム等を含めたハード、リスク計測の手法・ストレステストの内容を含むソフトの両面)は、大きく異なるものと思われる。</p> <p>今後の検査・監督にあたっては、こうした規模・特性に関する理解についても十分に考究いただき、不必要な負担を強いることのない検査・監督の運用をお願いしたい。</p> <p>また、本基本方針では、「規制設計のあり方については扱わない」とされているが、例えば、バーゼル規制等は過度に複雑化・高度化している側面がある。これら基準の国内基準行への適用にあたっては、規模や特性のほか、ビジ</p>	<p>金融システムの持続的な安定のためには、経済・企業の発展が重要であり、これに必要な金融仲介機能の発揮にも注目する必要があると考えています。</p> <p>また、金融機関の持続的な健全性の確保のためには、顧客基盤など中長期的に健全性に影響を与える視点を幅広く勘案することが重要であると考えております。</p> <p>金融規制のあり方については本文書の直接の対象ではありませんが、金融庁として、規制のあり方については引き続き検討を進めて参ります。</p> <p>上記趣旨を明確にするために本文の修正を行いました。特に健全性と金融仲介機能の発揮の両立について整理し、大幅に加筆修正を行っております。</p>

	<p>ネスモデルやリスク特性の観点から、適用する必然性があるかを適切に考慮し、健全性政策のベースとなる規制自体の制度設計にあたっては、十分な配慮をお願いしたい。</p>	
2.	<p>「健全性評価の視点の相互関係は、ビジネスモデルによって異なっている。したがって、ビジネスモデルの特性を踏まえた評価の視点の相互関係に留意しつつ、全体としてビジネスモデルが成り立っているかを評価することが重要」とされているが、具体的な評価の仕方を教えていただきたい。</p>	<p>本文中にあるように、バランスシートの形態や顧客との関係のあり方を含めたビジネスモデルの把握を前提に、健全性の評価の視点のトレードオフ等を勘案しながら、これらの視点が持続的に確保されるかについて総合的に評価することとなりますが、具体的な手法は金融機関毎に異なるものと考えます。</p>
3.	<p>金融庁自身の品質管理とガバナンス強化は、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」で論じられているが、検査・監督の継続的な改善のために、問題が生じた場合の原因究明を行う内部監査的な機能(検証を担う専門チーム)を持つべきではないか。</p> <p>内部監査的な部署(チーム)が政策評価有識者会議に対して直接レポートするなど、態勢面での工夫が考えられないだろうか。</p> <p>日本銀行との連携は「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」で方向性が示されている。また、金融庁・日本銀行連絡会の体制強化については、IMFなどからの提言もある。限られた資源を有効に活用して、金融システムの健全性の確保を行うため、日本銀行との協力は重要だと思う。</p> <p>なお、例えば連絡会の組織化を進めるのなら、日本銀行の側がその独立した運営を確保するためにガバナンス体制などの整備を行うことが適切だと思われる。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>当局における態勢整備は本文書の直接の対象ではありませんが、引き続き、態勢の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>日本銀行との連携については本文中でも触れておりますが、引き続き必要に応じて連携していきたいと考えております。</p>
4.	<p>超低金利環境下において、地銀各行は持続可能なビジネスモデルを模索している。</p> <p>地銀各行が多様で主体的な創意工夫をこれまで以上に発揮し、こうした取組みをさらに推し進めることができるよう、他の関係省庁とも連携し、地銀界からすでに提出している規制改革要望を含め、銀行グループの業務範囲規制の</p>	<p>金融規制のあり方については本文書の直接の対象ではありませんが、金融庁として、規制のあり方については引き続き検討を進めて</p>

	<p>緩和の検討を速やかに進めていただきたい。</p>	<p>参ります。</p>
<p>5.</p>	<p>「財務会計や資本規制の観点から資産の質や資本の充分性に問題がなくても、本業で収益を上げられない金融機関は健全とはいえない」について</p> <p>地方銀行各行は、未曾有の金融緩和政策による超低金利環境の下、地域のお客様の多様化するニーズに応えながら地域の金融インフラとしての機能を安定・継続的に果たしていくため、証券や信託機能の強化など、グループの子会社も活用しつつ、持続可能なビジネスモデルを模索している。</p> <p>ここでいう「本業」とは、固有3業務だけではなく、銀行法により銀行や銀行グループが比較的安定した収益を上げる業務全般を指すものと考えてよいか、確認したい。</p>	<p>何を本業とするかは金融機関のビジネスモデルや金融機関を取り巻く状況により異なると考えられます。いずれせよ、金融システム安定のためには、将来にわたり持続的に収益を確保することが重要となります。</p> <p>上記趣旨を明確にするために本文の修正を行いました。</p>
<p>6.</p>	<p>本基本方針では、監督上のアプローチとして「最低基準抵触の蓋然性」の把握・評価・判断を重視していくと記載されているとともに、「最低基準抵触の蓋然性に応じた当局の対応のあり方について、早期警戒制度の見直しを含めて検討を行う」旨が記載されている。</p> <p>最低基準抵触の蓋然性の判断を「金融機関に対する包括的な実態把握を前提に、健全性評価の視点を総合的に勘案しつつ行う」とされているが、「収益性」や「中長期的な健全性の確保」等といった判断の相違が生じやすい事項を含めて、「総合的に判断」されることについては、検査・監督の場において、裁量的な運用が行われる懸念がある。</p> <p>については、最低基準の抵触の蓋然性の判断、これらに基づく改善策に関する対話(改善策の可否を含む)にあたっては、裁量的な運用が行われることなく、また、過度に経営介入が行うことがないよう、十分にご留意いただきたい。</p> <p>また、早期警戒制度は銀行法第26条に基づく業務改善命令へと繋がりがうる場合があることを踏まえ、その制度見直しにあたっては、その検証対象とする項目及び内容、それぞれの検証ポイントや判断の考え方等が金融機関にとって一定程度予見できるものとなり、より裁量的に運用されることがないよう、慎重に見直し内容をご検討いただきたい。</p>	<p>個別の金融機関の実態把握を前提に、金融機関との十分な対話を行うとともに、恣意的な判断に基づいて検査・監督を行うことがないよう、金融庁においては、内部検証、外部評価等の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図るとともに、プロセスの不断の見直しを実施していきます。</p> <p>早期警戒制度の見直しにあたっては、予見可能性・透明性を高めることに配慮したいと考えております。</p>

7.	<p>「最低基準に抵触する蓋然性に関する判断は、特定の数値基準に依存するのではなく(中略)健全性の評価の視点を総合的に判断しつつ行う」とあるが、最低基準に抵触する蓋然性に関する基準は、出来る限り予見可能性を高めていただけるようにして頂きたい。</p>	<p>個別の金融機関の実態把握を前提に、金融機関との十分な対話を行うことにより、恣意的に判断することのないよう努めたいと考えております。</p> <p>早期警戒制度の見直しにあたって、予見可能性・透明性を高めることに配慮したいと考えております。</p>
8.	<p>最低基準に抵触する蓋然性が高まった時などに、報告徴求や検査を通じた、より深度ある実態把握が必要であると思料するが、この際に、最低基準に抵触する蓋然性をどのように設定するのがポイントになると考える。</p> <p>特定の数値基準に依存しすぎないよう、包括的な実態把握を前提に判断いただく必要があると思うものの、一方で、基準が曖昧では、それを判定するための作業が膨大となってしまう恐れがある。効率的且つ効果的なものとなるよう配慮頂きたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、最低基準に抵触する蓋然性は包括的な実態把握が前提となりますが、今後見直しを予定している早期警戒制度なども活用しながら、予見可能性・透明性を高めるよう努めたいと考えております。</p>
9.	<p>本基本方針案では、健全性政策の目指すべき方向性として、(1)全体としての健全性を包括的かつ実質的に判断すること、(2)危機を予防するために、将来に向けて対応すること、(3)創意工夫による適切なリスクテイクを可能とすること—を掲げ、この方向性に沿って、健全性評価の視点や検査・監督の進め方を見直していくとしている。</p> <p>こうした方向性が、一部の数値・指標の良し悪しによって機械的に金融機関の健全性を評価・判断し、一律的な対応を求めるような検査・監督ではなく、各金融機関の規模・特性、取り巻く状況等に応じた経営判断、創意工夫等を適切に踏まえた検査・監督へと繋がっていくことを期待する。</p> <p>一方で、「包括的・実質的な判断」、「将来への対応」等を含めた「総合的な判断」については、その基準やプロセス等が不透明になりやすい。特に、当局と金融機関による見解の相違が生じ、結論ありきで当局による裁量的な判断・運用が行われる懸念もある。</p> <p>また、本基本方針では、これまで以上に収益性や金融機関のビジネスモデルの持続可能性の視点を重視している</p>	<p>個別の金融機関の実態把握を前提に、金融機関との十分な対話を行うとともに、恣意的な判断に基づいて検査・監督を行うことがないよう、金融庁においては、内部検証、外部評価等の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図るとともに、プロセスの不断の見直しを実施していきます。</p>

	<p>が、将来見通しを含めてこれらの状況を正確に判断することは難しく、判断の相違等が出やすい。</p> <p>本基本方針は、そうした弊害が生じないように十分留意していると考えているが、当局全体の方針として、また、検査・監督の現場において、裁量的な運用が行われることなく、金融機関の経営判断を十分に尊重した「双方向」の対話が行われ、金融機関にも納得感のある検査・監督の運用が行われるようご留意いただきたい。</p>	
10.	<p>今後、具体的にどのようにモニタリングが行われるか見えない面もあるが、予見可能性を高めていただくとともに、納得感のあるモニタリングをご配慮いただきたい。加えて、各行の創意工夫を後押し頂く意味でも、双方向の議論、建設的な対話をお願いしたい。</p> <p>また、本方針に基づく検査・監督について、金融庁の各部局や各財務局等の中で連携し、統合的に対応いただくようお願いしたい。</p>	<p>個別の金融機関の実態把握を前提に、金融機関との十分な対話を行うことにより、恣意的な判断に基づいて検査・監督を行うことがないよう努めたいと考えております。</p> <p>金融庁及び財務局において統合的な対応がなされるよう努めてまいります。</p>
11.	<p>(自己査定と償却・引当)については、異論を唱えたい。検査マニュアルの別表に対する当局の考え方は理解できません。しかしながら、私自身は平成 13年1月から平成21年4月末まで信金本部で自己査定と償却・引当の一切を担ってきた者にとっては、平成10年代の激動期にたった一人で金融検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、貸出条件緩和債権Q&A、金融検査評定制度や会計基準・日本公認会計士協会実務指針など盛沢山の内容を理解し、ときには自金庫内部の者も敵に回して資産査定管理態勢の整備を行ってきました。特に、私が自己査定と償却・引当において、肝に銘じたことは自己査定基準および償却・引当基準の適切性、自己査定結果および償却・引当結果の正確性です。それらが基礎となり、金融機関の健全性の評価も可能と強く感じています。</p> <p>検査マニュアル廃止後も「検査マニュアルの別表」については、例えば、「自己査定および償却・引当の実務ガイドライン(指針)」として残していただき、せめて同じ業態の預金取扱金融機関との比較検討できる態勢をとっていただきたい。</p>	<p>自己査定と償却・引当の考え方については、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」(以下「研究会」という)での議論を踏まえ、今後、融資に関する検査・監督実務の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)をとりまとめる予定です。</p>
12.	<p>検査マニュアル及び別表における償却・引当基準を廃止するにあたり、新しい基準が、各ディスカッション・ペーパー</p>	<p>ディスカッション・ペーパーは、新たな基準を</p>

	<p>を踏まえ、今後公表される予定のプリンシプルの内容により具体化していくものとするが、全体像(各ディスカッション・ペーパーの関係性)のなかで検討していく進め方(プロセス・方向性)を明示していただきたい。</p>	<p>策定するものではありません。金融機関が現状の実務を出発点として、より良い実務に向けた取組みを主体的に進めていくことが重要であると考えています。</p>
13.	<p>「融資に関する検査・監督実務などの点について、今後より具体的な考え方と進め方を別途整理することを予定している」とあるが、各ディスカッション・ペーパーの内容と、去る7月4日付発足した有識者による「融資に関する検査・監督実務についての研究会」における検討内容は、どのような関係性があり、また、どのように議論が進められていくのかを示していただきたい。</p>	<p>研究会で議論された内容は本文書中で述べている内容(「資産の質」など)を掘り下げたものとなります。また、研究会の議論については公表されております。</p>
14.	<p>「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の中で「最低基準検証を実質・未来・全体の視点を重視したものへと進化させる必要がある」としているが、金融業界、会計制度において現在の償却・引当に係る基準(廃止予定の別表)は、かなり実務について定着されたものになっており、一定の認知性・合理性が確保されているため、引き続きこれを一つの最低基準と見ることができるのではないかと。その上で、各金融機関毎の特性や、創意工夫による償却・引当の考え方を加味し、具体的な水準を議論させていただきたい。</p>	<p>別表の廃止は、別表に基づく現状の実務を否定するものではありません。他方、よりよい実務に向けた金融機関の自主的な取組みを制約しないことが重要と考えております。</p>
15.	<p>現在は歴史的に倒産件数が減少し、結果引当率が低下、これによる引当戻入益により金融機関の経営は過去の金融危機時等と比較して安定していると言える。しかし、景気循環の中で将来的には再び倒産件数が増加し、リーマンショック並みの危機も念頭に入れると、将来損失に係る備えを認識しておく必要があると考える。将来損失に対する備えは、貸借対照表の資本(内部留保)とする考え方もあろうが、金融機関が損失に直面して突如資本不足に陥ったり、また決算時に赤字計上となった場合、経営が不安定化されることが想定される。このため、将来損失に対して予見しうるものや、一定程度以上のものについては一定の引当率の確保等により対応することが適当と考える。そのような新たな基準も必要ではないか。</p> <p>金融機関によっては、取引先の経営実感に合った償却・引当を行うにあたり、最低基準検証に基づく水準(ミニマムスタンダード)に、将来の取引先の経営悪化を強く反映させるかたちで引当額を積み増すこと(先行的引当)は、結果的に金融機関の決算の損益の振れや将来のリスクを抑制し、経営の信頼性確保につながる(毎期全てを資本対応</p>	<p>研究会では、日本銀行、企業会計基準委員会、公認会計士協会等もメンバーとして、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論が行われたところです。</p> <p>金融庁は、研究会での議論を踏まえ、今後、融資に関する検査・監督実務の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)をとりまとめる予定です。</p>

	<p>させると、損益が振れやすくなり、信頼性をゆがめる虞がある)。</p> <p>このように、引当率のフロア設定など相応の引当を計上することは、個別金融機関経営、そして金融システム全般の安定性の観点から必要であると考えられる。これには、金融機関、当局、企業会計基準委員会(ASBJ)及び公認会計士協会等関係者間の考え方の共通化が前提となるため、当局においては、関係者間の調整をお願いしたい。</p> <p>また、今後公表される新たなプリンシプルに基づく円滑な運営の実施においては、新制度適用までに適切なご配慮(各金融機関への周知の場、準備期間の確保等)をお願いしたい。</p> <p>金融機関が適切な償却・引当を行い、健全性を維持する上でより実務的に実効性を高めるためには、会計基準と税務基準の整合性を図ることが必要であると考えられる。何故ならば、会計基準上において追加の引当が必要とされた場合でも、税務基準上で有税処理となってしまう場合には、金融機関側にとって必要以上のコスト負担をかけることとなり、収益悪化や引当判断に影響を及ぼす恐れがある。このように会計基準と税務基準の不整合により金融機関の収益や健全な判断を妨げることがないよう、会計基準と税務基準との整合性に十分留意したうえで議論を進めることが必要であると考えられる。</p> <p>上記意見を踏まえ、今後新たな償却・引当の考え方を整理するにあたり、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」をはじめとして、有識者の意見等を尊重されるべきと考える一方、各金融機関並びに各金融業態の実状を確り認識していただくうえで、各金融業態の意見を十分に聴取していただきたい。</p>	
16.	<p>健全性の問題をビジネスモデルと持続的な収益などに焦点を合わせて論じているため、全体像をつかみやすい一方、金融機関の諸リスクをカテゴリー毎、網羅的には論じていない。妥当なアプローチだと思うが、(補論)として金融機関の主要なリスクとリスク管理について簡単にまとめておくと参考になるかもしれない。</p> <p>情報セキュリティやサイバーリスクについては別途まとめると思うが、やや異質だが健全性の観点から(決済システムの安定)こうしたリスク要因に言及してもよかった。</p> <p>また、コンプライアンス・リスクのように別にディスカッション・ペーパーをまとめる場合、それを参照してもよい(ビジネスモデル変化とコンプライアンス対応の必要性など)。</p>	<p>御意見ありがとうございました。本文書は健全性政策全般についてとりまとめたものであり、より詳細な論点については、今後、必要に応じて議論していきたいと考えております。</p>

<p>17.</p>	<p>今般策定・公表された「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に示されたとおり、金融行政を従来の“形式・過去・部分”から“実質・未来・全体”の視点に立って進めて行くことは、顧客本位の業務運営の下で、“収益機会の拡大、地元企業の支援、地域経済の活性化”を目指した金融機関の特色ある取り組みが活発化することが期待される。</p> <p>一方、信用組合は協同組織金融機関として、これまで他の金融機関ではリスクテイクできない主体を主な顧客としてきた経緯があり、信用力の相対的に低い借入主体についても円滑な信用供与を実現するうえで、重要な役割を担ってきた。</p> <p>この点を踏まえ、今後の金融システムの安定を目標とする検査・監督に関する議論において、以下の点につき十分な配慮を願いたい。</p> <p>本文書「健全性政策基本方針(案)」は、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の公表を踏まえ、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を議論するための材料であることを明示した文書(ディスカッション・ペーパー)の一つとして示されたものである。また、同様のディスカッション・ペーパーとして、去る7月13日付で「コンプライアンス・リスク管理基本方針(案)」が示されている。</p> <p>今後、このようなディスカッション・ペーパーは、何種類公表される予定なのか。その内容要旨、公表時期について、事前に明示していただけないか。</p> <p>また、各々のディスカッション・ペーパーの関係性や、その内容が落とし込まれるプリンシプルとの関係性など、一連の「金融検査・監督の考え方と進め方」の全体像と議論プロセスを明示いただければありがたい。その際、個別のディスカッション・ペーパーの意見募集後に公表されたものとの平仄を合わせる必要がある場合も想定されることから、一定期間をもって意見募集を締切るのではなく、継続的に意見募集していただくことも必要ではないか。</p>	<p>分野別の「考え方と進め方」については、必要性の高いと思われるものから、今後順次、策定・公表していく予定です。</p> <p>本文書にも記載していますが、意見募集の手続終了後も幅広い関係者との議論を行い、継続的な改善に努めて参ります。</p>
<p>18.</p>	<p>今後の検査・監督の考え方・進め方については、RAF の考え方が肝要になると思料する。RAF 導入に向けて、当局においても先進の金融機関(メガ BK・大手地銀等)の枠組みを紹介することなどを通して、金融機関に共有を願いたい。</p>	<p>他の金融機関にとって参考となる取組みについては、守秘義務に配慮した上で積極的に共有したいと考えています。</p>

	<p>(理由等)金融機関によって RAF の検討状況・導入状況において差があるため。</p> <p>探求型対話により、当局が得た知見を金融機関に共有することだが、どのような形式で共有することを想定しているのか。</p> <p>(理由等)対話による共有となると特定の金融機関のみが知りえることとなるのではないか。情報格差が生じるのではないか。</p>	<p>これまでも、金融レポート、事例集、講演資料や業界との意見交換会における発言等を通じて参考となる取組みを共有してきましたが、引き続き、効果的な知見の共有に努めたいと考えております。</p>
19.	<p>「金融機関がそれぞれのビジネスモデルに基づき、これらの視点の相互関係を勘案しつつ、どのように全体としての健全性を確保しようとしているかについて、当局と金融機関が対話するにあたり、リスクアペタイト・フレームワークの考え方を活用することについて、検討を進める」とされているが、その活用にあたっては、金融機関の規模・特性に配慮いただきたい。</p>	<p>検査・監督基本方針及び本文書を踏まえた検査・監督は、金融機関の規模・特性に応じた内容とし、小規模金融機関等に対して不必要に複雑な議論を求めないこととしています。</p>
20.	<p>地銀各行は、それぞれのビジネスモデルに即した統合的リスク管理態勢を構築している。こうした中、今回のディスカッション・ペーパーにより、リスクアペタイト・フレームワークの導入が義務付けられるものではないことを確認したい。</p> <p>そのうえで、「リスクアペタイト・フレームワークの考え方を活用」した対話において、論点となりうべき事項について、もう少し敷衍して示されることが望ましい。例えば、「進んで受け入れるべきリスクの種類や総量」に関する経営陣の認識や、それに即したリスク管理態勢のあり方等が論点の1つになると考えられるがどうか。</p>	<p>本文書は特定の管理の仕組みを導入することを義務付けるものではありません。</p> <p>なお、対話の際の論点については、例示いただいたもののほか、金融機関の規模・特性や置かれた状況を踏まえて選定していくべきものと考えられます。</p>
21.	<p>「規制上のリスクばかりに着目すると、規制上無視・軽視されているリスクテイクを増やし、実質的な資本基盤を更に弱める可能性がある。したがって、自己資本の十分性を評価するに当たっては、規制上計上されないものも含め、あらゆるリスク・カテゴリーについて、重要なリスクを包括的に勘案することが必要」とされているが、「規制で捕捉されないリスク」に関しては、個別行の経営状況等を勘案した上で、一律的ではなく、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>規制上捕捉されないリスクについても、個々の金融機関の実態に即して勘案することが必要であると考えております。</p>
22.	<p>過去の「形式・過去・部分」の視野に基づく指摘事項については、その指摘事項に縛られることなく、今回の新しい健</p>	<p>過去の検査における指摘事項については、必要に応じて将来に向けた実効性ある改善</p>

	全性政策の考え方に基づいて必要な措置を考え直していくことで構わない、と理解して良いか。	策を議論し、その改善状況を継続的にフォローアップして参ります。また、既に不必要となった対応を求めることのないよう、金融機関との対話に努めます。
23.	<p>当期損益だけでなく将来の持続的な収益性の有無や、B/S の含み損益も合わせて評価することにより、企業の健全性をより適切に把握することが可能になると考える。</p> <p>・リスクに見合った収益を稼得しているかという視点においては、自己資本比率が高くとも、将来の持続的な収益がない、適切なリスクを取得していないと考えられる場合、自己資本比率の評価をどのように判断するのか検討する必要がある。</p> <p>・収益自体も、過去の事象の反映に重きを置いた現在の保険会計から、より将来の事象を反映させたIFRSで測定することも検討していく必要があると思料する。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>
24.	国際的に活動する金融機関については、海外拠点ごとのリスクを適切に把握することが必要であるが、国・地域による活動が異なることから、実態に合わせて対応していくことが重要であると考えます。	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>
25.	従来各預金取扱金融機関とも同じような形態で没個性となっておりこのままでは生き残れないのは必至であると考えられます。一般事業会社のスピード感からすれば遅きに失したものの、各預金取扱金融機関が規模・特性や業態などにより、それぞれ特有のビジネスモデルを持つことは地域のお客様にとっても利点があるとの認識から、これからの視点」に描かれている(予防型)への転換は、「金融機関の健全性の評価の視点」として適切であると考えます。	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>
26.	健全性政策の視点はミクロとマクロの両面から捉えると共に、両者を繋ぐ『メゾ』の視点も採り入れることが肝要と考えられる。当局の視点は金融システムと個別金融機関に注がれるが、金融機関は金融機関相互間の横並び視点に	御意見ありがとうございました。

	<p>立つことが往々であり、その経営判断には収益・利益競争中心に傾くバイアスが避けられず、その結果合理的判断の健全性が失われる。また金融機関の判断・行動は、経営陣と従業員層を繋ぐ組織の在り方に左右されてくる。日本の金融機関の強みは企業との長期的なリレーションシップに築かれた企業の実態把握に基づく審査・調査力にあり、その組織も事業・業務フロント部門と審査・調査部門との牽制機能が基本として働いてきた。ところがバブル経済の時代はフロント部門が審査調査部門を併設する形となり、牽制機能が失われた。金融機関の組織(エージェント)間で働く力学をメゾ・スケールでモニタリングし、表面の数字に隠れた組織の健全性に注意を向ける必要がある。</p> <p>現在の急速なグローバル化、デジタルイノベーションの進展により、世界の金融市場がフラットな電子情報、電子データによって捕捉・蓄積・分析されるようになり、金融取引の高速化、均一化が生じている。金融市場の拡大、ファンドマネーの隆盛で、企業のバランスシートの入れ替えが短期的スコープで頻繁に行われるようになっている。一方で人類の経済社会活動の規模が地球の自然環境サイクルに影響を与え、世界の産業・企業は SDGs(持続可能な開発目標)のような形でその持続可能性が問われ、金融には ESG に配慮した PRI(責任投資原則)が要請されている。そのような状況での金融仲介機能の発揮には、短期的な量的ビッグデータの解析に偏るだけでなく、企業との信頼関係に基づく『長期的スコープ』に立った質的な与信融資判断もより重要と考えられる。</p> <p>世界中をめぐる加速するマネーのフローと膨張するマネーのストックが、その流れがどのように変化し、どこに蓄積されるのか、ミクロとマクロを繋ぐ『メゾ』の視点および、瞬時化するデジタルデータ情報と持続可能な共生社会を繋ぐ『長期的スコープ』の思考といったものが、今後の金融システムならびに金融機関の健全性を考える上で大切と思われます。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>27.</p>	<p>金融機関、金融システムの健全性・安定を確保するための検査・監督を、ミクロとマクロのアプローチを統合して進めていくという考え方が分かりやすくまとめられている。</p> <p>様々なデータや分析に基づくマクロ健全性の視点をミクロの検査・監督に生かし、マクロ健全性の視点をより実質的なものとするためにミクロでの知見をマクロに反映させ、健全性の確保を目指すのはバランスがとれた考え方だと思う。</p> <p>豊富なミクロの検査・監督の経験に裏打ちされたマクロルーデンスの追求は、日本の独自の枠組みを踏まえた取り組み方だと思う。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>一時的な財務状態(資産の質、引当て、自己資本の充足度)の評価に止まらず、金融機関のビジネスモデルの妥当性・持続性に焦点を当てるとい認識は説得的だと思う。</p> <p>BOX の利用や用語の説明が適宜補足されるなど、できるだけ多くの関係者に読まれるようにと書かれている。今後の対話の出発点となることを期待したい。</p>	
28.	<p>金融機関のビジネスモデルを議論するためには、金融機関の中期経営計画の検証などがますます重要になると思う。</p> <p>この点では、英国が 2017 年に行ったような中長期ストレステストを金融機関が任意で実施できれば有益ではないだろうか。金融庁(及び日本銀行?)が想定シナリオの提示で支援やシミュレーション手法についての地域金融機関との意見交換を行えないだろうか。</p> <p>行政処分が必要になった金融機関の事案から今後のモニタリング高度化に有益な情報を得る仕組みを構築できないか。例えば、金融機関のビジネスモデルの変化で健全性や持続性に問題が生じたことに経営陣がなぜ対応できなかったのかを事後的に検査で明らかにし、一方、金融庁としては、なぜ、モニタリングで早期に気づけなかったかの検証を行っていくべきではないか。</p> <p>バブルのときの経験では住宅金融専門会社や銀行では、各金融機関の住宅ローン推進が相互に借換えを激化させて既存貸出ポートフォリオの質を劣化させた。また、リスクが大きく異なる新規貸出の推進が行われたことがあった。金融機関自身が他行への借換えなどによる返済増加と新規貸出のリスク特性変化を管理することが基本だが、当局もモニタリングでも、金融機関の管理データの確認を機動的に行うことなどが考えられないか(すでに実施済みかもしれないが)。</p> <p>なお、今後はビジネスモデルの持続性と効率化推進、健全性の確保のため、金融機関の合併・統合が増えていくことが予想される。合併前後での企業文化の健全な変化(一体化推進)ができているか、合併をきっかけとして営業方針にひずみが生じることがないか、どうやって事後フォローしモニタリングしていくかの仕組み作りも期待したい。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>
29.	<p>「いう」と「言う」の統一(口に出す行為ではないので「いう」が適切)</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

<ul style="list-style-type: none">・流動性は、金融機関が期限の到来した債務の返済等のために資金を確保する能力のことを言う。・リスク管理とは、経営を取り巻く環境を踏まえて、経営にとっての様々なリスクを特定・評価し、必要な対応を行うことをいう。 <p>「取組み」と「取り組み」の統一（名詞は「取組み」が適切）</p> <ul style="list-style-type: none">…改善・改革の取り組みは当初はコスト増となる場合も多いこと、……これらの取組みによっても十分な改善対応が見込まれない場合には、…	<p>ご指摘を踏まえ本文を修正いたしました。</p>
--	----------------------------